

会議名	第52回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会
開催日時	平成30年12月20日（木）午後2時00分～4時00分
開催場所	板橋区役所南館4階災害対策室
出席者	<p>[委員 17名]（敬称略）</p> <p>八藤後会長、水村会長代理、桑波田委員、稲毛委員、佐々木委員、曾輪委員、野原委員、パトリシア委員、堀井委員、向畑委員、八重樫委員、大場委員、加藤委員、竹澤委員、湊委員、草深委員、黒田委員</p> <p>（欠席1名）</p> <p>[関係機関オブザーバー 1名]</p> <p>篠原いたばし総合ボランティアセンター所長</p> <p>[事務局 6名]</p> <p>（福祉部）七島福祉部長、星野障がい者福祉課長、ユニバーサルデザイン推進係3名、</p> <p>（都市整備部）内池都市計画課長</p>
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	3名
次第	<p>1 開会</p> <p>2 審議・報告事項</p> <p>（1）平成30年度ユニバーサルデザインに関する職員アンケート調査結果について</p> <p>（2）板橋区ユニバーサルデザインガイドラインの更新について</p> <p>（3）平成30年度ユニバーサルデザインに関する区の取り組みについて</p> <p>（4）(仮称)板橋区手話言語条例案の概要に対するパブリックコメントについて</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>資料1 平成30年度ユニバーサルデザインに関する職員アンケート調査結果について</p> <p>資料2-1 板橋区ユニバーサルデザインガイドラインの更新について</p>

	<p>資料2-2 板橋区ユニバーサルデザインガイドライン（変更案）</p> <p>資料3 平成30年度ユニバーサルデザインに関する区の取り組みについて</p> <p>資料4-1 (仮称)板橋区手話言語条例案の概要に対するパブリックコメントについて</p> <p>資料4-2 (仮称)板橋区手話言語条例案の概要</p>
<p><b>審議状況</b></p>	<p><b>1 開会</b></p> <p>(事務局)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから第52回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に際しまして、会長から一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長)</p> <p>皆さんこんにちは。年も押し迫り、寒くなってきております。寒暖の差も激しいので、ご健康にお気をつけください。</p> <p>さて、本日は板橋区ユニバーサルデザインガイドラインの更新に関する議題と聞いております。ぜひ、活発なご意見をいただければと思っております。それでは、どうかよろしくをお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>本日は濱添委員がご欠席とのご連絡をいただいております。また、3名の方が傍聴を希望しておられますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、ここからの審議の進行は会長にお願いしたいと思います。</p> <p><b>2 審議・報告事項</b></p> <p>(1) 平成30年度ユニバーサルデザインに関する職員アンケート調査結果について</p> <p>(事務局から、資料1について説明)</p> <p>(委員)</p> <p>3点あります。まず、対象を係長級以下の方に絞った理由を聞きたいです。なぜかという、最後にあります「ユニバーサルデザインガイドラインを読んだことがありますか」という設問は、係長級以下の方よりも上の</p>

職層の方に読んでいただき、施策全体を見てどうなるか理解した上でやるべき話だと思います。ここはぜひ係長級以下ではなく全数の職員も対象にした調査をしていただきたかったし、逆にその方々と係長との意識の差も知りたかったと思って見ておりました。

次に、「ユニバーサルデザインという言葉を知っていますか」という調査の結果についてです。最近疑問なのが、「ユニバーサルデザイン」と言いつつも、内容の理解をバリアフリーと思っている方が、非常に多い気がして、正しく理解されているかも知りたかったなど。

最後に、福祉職の方が圧倒的にユニバーサルデザインに関しての認知や理解が低いというお話がありましたが、福祉の現場では、インクルージョンなど、ユニバーサルデザインに近い考え方を知っていたり、そういう言葉を使っていたりするのでしょうか。そのため、ユニバーサルデザインを知らなかったからだめだということではなく、その理念をどう考えて言葉を使っているという視点を持って見ていただきたかったと思いました。ハード系職種の高い結果になっていますけれども、ガイドライン全体はハード・ソフト両面が盛り込まれています。ハード系の方を対象としたものと思われるかもしれませんが、施策の展開としては間違っているのではないかと、この調査の結果を見ながら感じました。

(事務局)

1点目の、係長級以下を対象とした調査の理由についてお答えします。これは区の仕組みに関することですが、庁議という特別職や部長級が出る会議がございまして、そこでユニバーサルデザインの取り組みをご報告させていただいております。そうしますと、次に部に戻ってきて、部長が各課長にその内容を知らせて、最後に係長へその内容を知らせるという仕組みができています。そのため、ガイドラインなどの取り組みに関しては、係長までは当然知っているという解釈となります。そこで、係長級以下の職員がどういう理解をしているかということ、重視して調査をしているところです。一方、正しく理解ができているかということについては、それなりの確認が必要かと思っておりますので、今後も考えていきたいと思っております。

またユニバーサルデザインの理解について。ユニバーサルデザイン＝シャンプーのでこぼこだという一面的な見方や、エレベーター・エスカレーターなどのハード系の意識ということが強く出ていた時代もございます。区がめざすものはソフト・ハードを踏まえた全般的なところではあります。そのため、これからの区政を担う係長級以下の職員に、徹底して理解していただきたいという事務局の思いもあります。そこで、職員向けのニュースを作成し、この中でさまざまな事例を挙げながら、ユニバーサルデザインの取り組みをPRしているところでございます。

最後に福祉職について。福祉職のうち、大半は保育士が占めていますが、保育士にユニバーサルデザインは関係ないということではなく、インクルーシブなどの概念はわかっているかと思えます。しかしながら、認知度に結びついていないということは、ある意味知識とつながっていないという解釈もできます。例えば、ターゲットを保育士に定めて、保育士に係るユニバーサルデザインの取り組みを紹介しつつ深掘りをしていきたいところではあります。一方本来業務は、子どもの保育であるという観点から、どうしても保育以外の部分へのかけ方が薄くなっていると言わざるを得ないと思えます。私どもの思いちとしては、全ての人がくらしやすいまちをつかっていくということですから、保育分野、あるいは福祉の現場においても、立場の違いを理解して制度をつくっていますので、深掘りをしていながら、現場で不足している情報や知識について把握してまいります。

(会長)

前回もこの調査項目でいいのかといった議論が出ました。しかしながら、継続して行っている調査なので、比較してデータを検証する必要がある。ただし、今のご意見などがきっかけとして、ユニバーサルデザインの新しい概念、あるいは新しい視点での理解、実践ということを考えてみてはいかがでしょうか。次回の調査からは、調査内容を変える、あるいは対象を変えるとも含めてご検討いただければという感想を持ちました。

(委員)

職種のうち、事務系、福祉系、土木造園系、建築系以外に、こういった職

種の職員がいるのか教えていただけますでしょうか。

（事務局）

職種に関しましては、他に看護師、衛生監視、保健師、電気、機械、栄養士、作業療法、社会教育、学芸研究、医師、歯科衛生士、心理職がございます。しかし、総数が少なく分析が困難なため紹介はしておりません。

（委員）

母数が少ないという量的な問題はありますが、やはりユニバーサルデザインですので、限られた人たちの動向というだけでは、不足感がありますので、今後検討していただければと思います。

（委員）

ガイドラインの結果を見ての意見です。職員の方はユニバーサルデザインガイドラインに沿って業務を行っていただくことが、本来の趣旨だろうと思います。そのため、ガイドラインを知っているという設問よりも、ガイドラインによって業務の見直しがどのように行われたかということが本質的な部分になるのではないのでしょうか。ガイドラインを読んで、業務にどう活かすのかという視点を活性化させる仕組みなどを考えていただければと思います。

（事務局）

ご指摘のとおりで、「知らない」ということが問題だと思っています。後で見直しの議論もさせていただきますけれども、すべての職員がガイドラインに沿って行動できなければならないと考えています。ガイドラインが活用されているといった調査項目にシフトできるよう検討します。

（委員）

7ページについて、「知らない・わからない」という回答が一番高い職種が福祉職とありましたが、以前作成した「どこでも誰でもおでかけマップ」は福祉関係の人にとって助けになるのではと感じています。

（事務局）

福祉職のうち一番大きいものは保育士ですので、ユニバーサルデザインについて、広く理解していただきたいと思います。

一方、先ほどご指摘がありましたように、概念としては理解していても、単語と結びついていないかもしれませんので、きちんと深掘りをして、結果につながるようになっていければと思います。

(2) 板橋区ユニバーサルデザインガイドラインの更新について  
(事務局から、資料2-1、資料2-2について説明)

(委員)

2つあります。1つは111ページ、手話通訳の電話リレーサービスについてです。こちらへ要約筆記も入れてはいかがでしょうか。

もう一つは、47ページにある会議のレイアウトについて。手話通訳を必要としている方の話になりますが、端っこに配置してしまうと誰がどこに座っているかがわかりにくいことがあります。そのため、できれば真ん中辺に座りたい気持ちがあります。そうすると、皆さんの顔が見えるので楽です。そのあたりを考慮していただければありがたいです。

また講演会のレイアウトについて、講演者の隣に手話通訳者を立たせてほしいです。講演会の時などは、1人が15分ずつとして2人～3人交代で出てきますので、同時に2人がここに立つわけではありませんので講演者のそばに立たせてほしいと思います。要約筆記のスクリーンとは離しても構いません。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。要約筆記につきましては、大事なものですので載せていきたいと思います。

次に座席の配置でございます。合理的配慮が求められている中でお申し出をいただきましたから、手話通訳の方と委員の方の関係性などを考慮しまして、次回から配慮できるよう調整したいと思います。

また、ほかの委員の方につきましても、座席の位置で配慮が必要ということがありましたら、事務局に遠慮なくお申し出いただければと思います。

(会長)

手話通訳の方の位置関係というのは議論がありまして、催し物の主催者としては、演出の都合上演者から手話通訳者を遠ざけようとしがちです。しかしながら、当事者としてはあっちを向いたりこっちを向いたりしなければならないため困るわけです。このような事情もあり、何となく場所が決まっていることがあるように思います。

この種の会議ではそのようなことがないよう、当事者の意見を聞いて個別に対応することも必要だと申し上げられましたが、今回のガイドライン上にも個別に意見を聞くことといった一文をいれてはいかがでしょうか。例えば、車いす利用者については、避難のことがあり出入口の近くに配置しているのですが、人によっては別の場所を希望する方もいらっしゃいます。また席の位置がひとり歩きをすると、あなたの席はここに決まっているのでここに座りなさいということにもつながりかねません。これはオリンピック・パラリンピック競技場の観覧席に関する話でも出てきているようでございます。そういう視点で見ますと、講演会のレイアウトでは要約筆記と手話通訳者の位置が少し遠い気がします。もう少し演台に近づけていただいてもいいのではないのでしょうか。

（事務局）

マニュアルどおりにやればよいということではなく、参加いただく方が参加してよかったと思っただけの行事にすることが一番大事だと思いますので、全体を通じて当事者や参加者のことをよく考えて、全体のバランスをとることを明確にしたいと思います。

（委員）

講演会のレイアウトについてです。ワンオペ育児などが増えてきている観点から、パパ向け、ファミリー向け、あるいはお母さんの復帰に対しての女性の働き方などの講演も増加が予想されます。そういった際に、椅子の間隔を広めていただく、あるいはベビーカーの入室といったことの配慮もしていただきたいと思います。さらに、子どもが気持ちよくて寝ているときには、できれば抱っこして起こしてしまうよりは、寝ている間に集中して講演などを聞けるような環境づくりをしていただけたら、ありがたいと思い

ました。

また、ガイドラインにはインフラ整備などの物理的な配慮が細かく記載されていてありがたいのですが、絵だけですと生活に根づいていかない印象を受けました。子育ての環境も常に変化しておりますので、例えばお母さんたちが子どもを連れてまちを歩くということを、人によってはあまり快く思わず引きこもってしまうと、虐待などにも発展しかねません。そういった意識改革も並行して、ユニバーサルデザインを伝える中で周知していただけたらありがたいです。

（事務局）

大変貴重なご意見ありがとうございます。実際の配慮の仕方につきましては、100%理解できていないところがありますので、個別にお話を聞かせていただきながら具体化していきたいと思えます。

また意識改革については、15ページに記載されております「乳幼児連れの方への対応」の部分を拡充できればと考えております。

（委員）

15ページのところであわせて質問させていただきます。「温かい目で見守ります」と最後の一行にありますが、具体的なものが記載されているとよりわかりやすいのではないのでしょうか。

（会長）

温かい心のためには何をすればいいのかということですね。そういう目で見ると、ほかにあるのかもしれないので、後で調査していただければと思います。

（委員）

第3章のタイトル「場面ごとのユニバーサルデザイン」の「場面ごと」ということがピンとこない印象です。

最初のイメージだと、例えば車いす利用者の方が来庁したときの受け付けの仕方や、多目的トイレが見つけれないときの案内の仕方などの場面がダイジェストで表現されることを想像しました。しかし実際に内容をみますと、単発的なイベント等が開催される前、あるいは開催中や事後の配慮

となっています。そうすると、場面ごとではないような気がいたします。もう一つは、会議中というところでの配慮になりますが、クールダウンの場所があるといいのではないのでしょうか。お子さんがいる場合でも同様だと思いますが、会議にいれなくなったときに休んだり、落ち着いたりすることができる場所の配慮を入れておくといいと感じました。

最後に、温かいまなざしの部分で気になったことですが、4-1から4-7まで主語がない表現になっています。これは「あなたが」の場合と「当事者が」の場合と「周りの人が」の3つのパターンが混在していて、読み取りにくくなっていますので、主語をどうするかということも、精査されてはいかがでしょうか。

（事務局）

ご指摘のとおりかと思えます。私どもが企画した段階では、もう少し幅広くいろいろな具体を取り込もうと考えておりました。しかしながら、行事を行うケースしか記載されておられませんので、例えば行事等におけるユニバーサルデザインといったタイトル案への変更を検討します。

また、クールダウンについても非常に大事な部分ですので、配慮事項に書き込んでいきます。

さらに、ご指摘のいただいた主語の部分は整理したいと思います。

（会長）

世田谷区庁舎に関する図面の事例を紹介しますと、窓口にクールダウンの部屋がありました。ただし、あえてクールダウン室と記載していませんので、いろいろな使い方が想定できる。そういったところにも、ノウハウが出てくるとよいのではないのでしょうか。

（委員）

例えば手話通訳などを実際に現場でやるときに、図を見ながら実践することを想定しているかと思えます。しかしながら、なぜこうしなければならないのかというチェックポイントがないと、活用しづらい印象です。例えば47ページの車いすの配置も、出入り口に近いかこの位置かと思われるのですが、会場によっては出入り口が前にあるかもしれない。そのため、後

ろにしなければならないと読み手が勘違いしないよう、チェックポイントを入れてはいかがでしょうか。

また第3章を通して感じるのが、区が主催となって実施する会議、講演会などのイベントを実施する方々が、ガイドラインどおりにやれるのか疑問です。私もイベントを主催することがあるのですが、配慮する内容が盛りだくさんにし過ぎてしまいがちです。実際の運用に当たっては、例えばバリアフリールートの検証などまで会議ごとにはできるかはイベントの規模や時間、参加者数やスタッフ数にもよって変わります。量が多すると字も多くなり、何が書いてあるかわからず、冊子自体のユニバーサルデザイン性も薄れてしまいます。

次に参加者の属性についてです。イベントに見込まれる人の属性を検討しますといいますが、例えば子育てイベントや高齢者のイベントなどであれば属性がわかりやすいですが、不特定多数の方が来るイベントに対して、どこまで設定できるのでしょうか。逆に設定してしまうこと自体が、差別に当たるのではないかと思うところもありまして、例えば視覚障がいの方が来るかどうかわからないのに、要約筆記が要るのか。その費用は誰が出すのかというところを考えると、最低限がどこなのかということがないと、とにかくやればよいという意識につながってしまいます。その結果、多くの費用がかかってしまってしまうのではないのでしょうか。

そこで、会場全体として対応しなければならないアクセスルートや車いす利用者用のトイレがある、あるいは誰が来るかわからないけれども、高齢者が来そうだからエレベーターやエスカレーターなどの上下移動の設備があるといった、事前に用意しなければいけないことと、個別対応をしなければならないことを個人個人で調整していくよう書いていけたらいいのではないのでしょうか。先ほどの会長からもお話がありましたけれども、こうしてくださいという申し出があったとき、きちんと協議して調整できるか、個人単位でどこまでできるかが重要なので、そこをわかるように調整できるとよいのではないのでしょうか。

次に「最初に検討すること」のうち、開催時期が書いてありますけれど

も、特にプログラムの内容や時間の長いイベントでは休憩時間を適切にとることが大切です。例えば車いす利用者の方だと、トイレに時間がかかってしまうので、例えば5分の休憩時間があったとしてもトイレに行って戻ってこられないという事例があります。これはプログラムの考え方の話にもつながりますが、休憩時間を適正にとってくださいと表現してはいかがでしょうか。

最後に73ページの上から2つ目の写真の手すりについて。個人的には波形手すりは使いづらいと思っています。波形手すりは波々の形に合わせて、階段の段が合っていなければ意味のないものになりますので載せないでいただきたいです。同時に、整備の際はなるべくつけていただきたくないです。特に区の場合、スロープもこの波々をつけているところがありますので、この形が本当にいいのかどうかを検討していただき、どう整備するのかを考えていただければと思っています。

(会長)

手すりについて、波形手すりと呼んでいますが、5年前にこれを否定する論文を出しました。委員がおっしゃった理由が主な理由となりますが、降りる場合には危険な場合もあります。という事情もありますので、差し替えをお願いしたいと思います。

(事務局)

まず、ボリュームが多いのではないかというご意見でございます。私どもとしては、すべての職員が完璧にユニバーサルデザインを理解するということは難しいだろうという前提からスタートしています。特に、この「知ることからはじめるユニバーサルデザイン」については、すべての人に読んでもらいたいです。また、今回加えた第3章では、マニュアル的に使ってもらえればと思っているところでございます。一方、ご指摘のとおりマニュアルですので、ここに書いてあるからこうしたとなると結果につながりませんので、特になぜそうするかといった理由を説明してまいります。例えば、出入り口に近いところに車いすの方は座っていただきます。これは避難のためです。あるいは、手話通訳者の立ち位置についても、どうい

った特性があるから演者に近いところがよい、などのわかりやすい表現ができればと思っています。

また休憩につきましては、別のページで適切な時間をとるという表現をさせていただいておりますが、整理してまいります。

さらに波形手すり。これについては賛否がございまして、会長が危険であるというお話もされていますので、取り扱いについては、内部で検討させていただきます。

全体を通じて、区はこれをやれるのかというようなご意見にも聞こえましたが、私ども自治体は、差別解消法上の合理的配慮は義務ですので、手話通訳や要約筆記の派遣が求められれば、やらなければならないと考えています。そのため、ここに書いてあることは、当然行うべきことが書かれているという理解でございます。一方、来るか来ないかわからない人に対して経費を出すということは現実的ではないので、あらかじめ申し出をしていただくということが前提であるということになっています。区の行う行事については、手話通訳の経費等について予算化し対応するスタンスでありますので、ご安心いただければと思っています。

(委員)

36ページ、4-7のところ外国人への対応というものがございます。ここに「日本語の表記にはふりがなを使用する」と書いてありますが、外国人の中には日本語を勉強しないでいらっしゃる方もおります。それから振り仮名でも読めない、あるいは読みにくい方にとっては、ローマ字で書かれていますと読みやすいことがあります。そのため、できればローマ字で書いていただけるような仕組みをつくっていただければ、ありがたいです。外国人が使う辞書のうち、ローマ字から引くことのできる辞書が多く出回っています。そのため、ローマ字で日本語を表記していただけると、平仮名で表記よりもよいとは思っております。英語で冊子や資料を配付される際には、できればローマ字あるいは英語で要約されたようなものを書いていただくとありがたい。

それから、77ページ以降のマークについて、一番初めの国際シンボルマ

ークは国際的に使われているものなのですぐにわかりますが、他のマークは外国人の方にとってはわかりません。できれば、下に英語やローマ字のコメントがついているとわかりやすいです。

（事務局）

確かに、やさしい日本語をローマ字で併記してあれば伝わりやすいので、区の取り組みの中で紹介していきたいと思います。

（会長）

マークのうち、何人の日本人がわかっているのか不明確ですので、文字を併記することは有効だと思いました。

それから、日本福祉のまちづくり学会というところのある委員会では、プラスのデザインからマイナスのデザインへというスローガンを挙げています。これは、現在の駅や公共施設のように、ニーズがあれば全て入れ込む考えを転換するものです。本当に必要な情報を、必要な人に理解してもらえということが大事なのか、だんだんわかりにくくなっている指摘があったと思います。なかなか難しいことですが、特定の人にとっては絶対必要という情報もありますので、どう選んで適切に表示していくかということは研究していかなければならない課題と思っています。

（委員）

先ほどのクールダウンの部屋をこの中に入れてほしいということに関してですが、発達障がいのあるお子さんの中には、聴覚過敏や音、光に敏感な方もおります。それでも、区役所などに来なければならない人もいますので、クールダウンの部屋はどこか小さな部屋で構わないのでつくっていただければと思っていました。

また、無線のフリーWi-Fiについて記載してはいかがでしょうか。区では区役所や区民事務所、あるいは赤塚庁舎でもWi-Fiが使えます。知的障がいや発達障がいのある子どもを支援している場合、コミュニケーション手段や次に行く場所などを写真や動画で見せることがありますので、フリーWi-Fiがあると便利です。これは障がいの有無だけでなく、子育て世代や外国人など、誰もが使えるユニバーサルデザインにふさわしいことなのです。

で、ここの中に入れていただければありがたいと思いました。

次に、知的障がいのある人には、ユニバーサルデザインガイドラインのわかりやすい版をつくっていただけると助かります。知的障がいの人もいろいろなことを知りたい人がいますし、ご家族の方が説明したいという人もいらっしゃいます。こういうものができると、学ぶ機会も多くて参考資料として手にとることができます。こんなに分厚くなく、簡単なもので構わないです。先ほどおっしゃったように、難しい漢字に振り仮名を振ってあっただけでは意味がないので、わかりやすい内容に変えていただけると、助かると思います。

それと、ユニバーサルデザインガイドラインは、職員だけでなく、区民も使えるガイドラインにしていこうとつくったものです。そのため、職員向けとよりも、誰もがぱっと見てわかるような内容が必要です。

最後に、以前つくったパンフレット「まちのなかで気づくかな？」を2,000部つくられたと聞いております。これは小学生の手にとりやすいよう、小さいサイズにしましたというお答えでしたが、大きいほうが見やすいと感じます。せっかく小学生の手にとりやすい大きさでつくったのであれば、せめて小学生には配られるといいと思いました。

(事務局)

まずWi-Fiの件です。このガイドライン自体は職員向けということもありますので、ガイドラインに載せるか、あるいは違うやり方で周知するか。ただし、フリーWi-Fiが庁舎内にあるとこういった役立ちがあるということは、ぜひ紹介したいと思います。それによって、区の施設等へ普及させていく原動力にもなると思います。

次にわかりやすい版のお話をいただきました。これに関しましては、もう一つご質問いただいた「まちのなかで気づくかな？」を広げていくことが大事だと思います。今回、都が差別解消条例を施行しておりますが、権利に関するものなど当事者が自分のことだとわかることが大事ですから、情報保障についてはさまざまな障がいの特性がありますけれども、伝わるよう努力していきたいと思います。

また、ガイドライン全体の話もありました。これは、区民の方にも見ていただき活用していただきたいという思いはあります。しかしながら、まずは職員に理解してもらい、同時に区民の方にも見ていただきご意見をいただくことが重要です。区の職員だけで情報共有していても、違うことをしているかもしれません。私たちもこの場がとても大事な場所だということを改めて認識しています。ぜひ次のステップでは、特に心の部分や会議、情報保障のことを共有できるような仕組みを考えたいと思います。

最後に「まちのなかで気づくかな？」についてです。部数も少なくなってきましたので、次の手を検討しているということです。例えば小学生の理解促進授業、あるいはオリ・パラ教育に絡めていければと考えております。

（委員）

先ほど会議の具体的なレイアウトがあると、それに引きずられて思考がとまってしまうという話がありましたが、私も同意見です。ユニバーサルデザインガイドラインは、考え方を伝えてこうなさいというものよりは、その考え方を使って現場の業務をよりよくしていく、あるいは区民とのコミュニケーションをより高めていくというところにあると思いますので、現場の工夫を促すしかけがガイドラインにあるべきと考えています。アンケートのときに指摘したように、どの現場にも色々な取り組みがあると思います。その中で、ガイドラインに合致するような取り組みをどう吸い上げてノウハウを蓄積していくかが、とても大事な気がします。応用がきかないと意味がありませんので、ガイドラインの中身を評価するよりは、実際に活用されてユニバーサルデザインが浸透したということが目的となるでしょう。ぜひ現場の取り組みに関する情報収集と蓄積の検討を広げていただければと思います。例えば、先日区の方から知的障がいの施設とアートをつなげて、交流を活性化させおもしろい取り組みがあるとお聞きしました。そういった要素をガイドラインに盛り込んでいくとおもしろいと感じます。会議のレイアウトも本文へ入れると引っ張られやすいので、事例集へ落とし込んでいくのはいかがでしょうか。

（事務局）

ありがとうございました。どういうことに対して配慮できているのかをチェックリストとして使ってもらいたいというのがありますが、我々には公平性あるいは全体に対して同じことをする文化があります。

一方、ユニバーサルデザインはそうではなく、本当に必要とされていることをよく考えて提供する考えがあります。事例集というご提案をいただきましたので、役立つものになるよう検討を進めていきます。

また、区に関する取り組みを評価いただきありがとうございます。ご紹介いただきました福祉事業に対しては、いろいろな方にご協力をいただきました。いろいろな箇所での発信を検討します。

(委員)

講演会のレイアウトについて意見があります。医療の世界では、よくKYTという「危険予知トレーニング」をよくしています。そういった中で、あえて正解のレイアウトを載せるのではなく、先ほどから話にも出ている「まちのなかで気づくかな？」のように、この中からこういったものを拾えるか考えてもらえるようなものをここに載せ、職員の方に活用していただく方法もあると考えました。

次に第2章「知ることからはじめるユニバーサルデザイン」以降にある「対応の視点」という項目について。11ページ「これはバツ」という表現がされていますが、バツとするとやってはいけない認識を持ってしまいがちです。ハートの部分に働きかけるということであれば、例えば、「大丈夫ですか」と声をかけるよりも、「何かできることはありますか」のほうがよいなどのように、こういうことをしないということよりも、望ましい方法を考え方として提案する表記を対応の視点のところに設けることによって、ガイドラインを活用するときに、こういった視点を持つといいといった気づきにも繋がってくると感じます。そうすることで、アンケート調査の結果も、「知っていること」が「実践すること」に発展し、活用する範囲も広がるのではないのでしょうか。

(事務局)

「これはバツ」については、やりがちな対応で当事者が困るということを

強目に表現しています。一方、正解と理由は書いてありますけれども、こうするといいよねという表現をどう知らせていくかが課題になりますので、表現を検討しながら整理したいと思います。

また、レイアウトについて非常におもしろいご提案をいただきました。例えば、職員研修などで、様々な困りごとを抱える方が来る会議を設営する場合を想定してレイアウトしてコメントするとすれば、実践力があるかどうかを問えるので、アイデアとして活用できると思いました。しかし、レイアウト図の中に落とし込むかどうかは、スパイラルアップを意識して絶えず実践してまいりたいので、色々なご意見をいただきつつ、機会を捉えてバージョンアップしてまいりたいと思います。

(委員)

私自身まちを歩いていると、高齢化が進んでいる実感があります。例えば、銀行や公共施設の待合室、病院に行くと、高齢者がとても多くいらっしゃいます。そうしたとき、例えば第2章ですと、動くことや見ること、あるいは障がい別の対応が記載されていますが、相対として人が老いていくときに、情報や移動や認知能力が少しずつ変化していくことに対する横断的な対応があまり書かれていません。第2章、あるいは資料編のところでも構いませんので、社会の中でマジョリティーなりつつある高齢者の方に、対してどういった対応があるかということも、改訂のタイミングでお考えいただくのはいかがでしょうか。

(事務局)

今回はサポートをする視点から、困っていることに対してつなげていくといった流れで表現されていますから、高齢者など様々なことに困っている視点が網羅できていないと思います。そこで多角的な視点も大事ですということをごどこかで書ければと思います。

(3) 平成30年度ユニバーサルデザインに関する区の取り組みについて

(事務局から、資料3について説明)

(4) (仮称)板橋区手話言語条例案の概要に対するパブリックコメント  
について

(事務局から、資料4-1、資料4-2について説明)

(委員)

お尋ねしたいのですが、手話を言語として認めるということは、端的に言う  
と例えば職員の方は必ず手話ができなくてはいけないということになる  
のでしょうか。

(事務局)

これは、公用語を何にするかという議論に近いものがございます、手話  
は言語であるということは条約上からも、さらに障害者基本法からも間違  
いなく認められていることです。しかしながら、一般的な健聴者のイメー  
ジとして、手話は手話であって言語の範疇ではないという捉え方をされて  
しまい、手話通訳者が会議に同席できない事態が起きていると聞いていま  
す。それはよろしくないということで、区議会でも、手話言語条例をつく  
るという採択をいただいています。

一方、職員、あるいは広く一般の方が手話を必ずできなければならないか  
という、簡単に覚えられることではありませんし、また言葉というのは  
違う意味で伝わるといけませんので、通訳の方を介してお願いします。も  
ちろん職員が理解していくよう努めることは当然ですが、全員ができるよ  
うにまでは、残念ながら難しいと思っています。

(委員)

わかりました。ということは、位置づけがより確かなものになるというこ  
とですか。私たちも様々な要望を出していますので、参考のためにお聞き  
しました。どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。それぞれの特性から、お困り事も違います。一  
方、合理的配慮は官公庁の義務でございますし、都条例においては民間企  
業においても義務なので、情報共有を行いながら情報保障が進むよう取り

	<p>組んでまいります。</p> <p>(会長)</p> <p>私なりの解釈では、手話を言語として認めていないところがあるわけ です。そういうことを改善するといった意味があると理解しております。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(事務局)</p> <p>次回の協議会については、平成31年の5月ごろ開催を予定しておりま す。開催日が決定いたしましたらご連絡を差し上げます。</p> <p>最後になりますが、本日の協議会についてご意見等がありましたら事務局 までお寄せいただければ幸いです。</p> <p>(会長)</p> <p>ありがとうございました。ほかにないようでしたら、これで閉会といたし ます。長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p><b>4 閉会</b></p>
<p><b>所管課</b></p>	<p>福祉部障がい者福祉課ユニバーサルデザイン推進係</p> <p>(電話：3579-2252)</p>